

かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会会則

(設置)

第1条 葛飾区内の区民、団体、事業者及び葛飾（以下「区」という。）が、相互に連携・協働のパートナーとして活動する仕組みをつくり、花いっぱいのもちづくり活動の拡大及び活性化を図ることを目的として、かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この会則において、花いっぱいのもちづくり活動とは、景観や環境の改善、緑化推進、地域の活性化などを目的として、区内の駅前広場や幹線道路の沿道、公園や学校などの公共施設の花壇などにおいて、地域の住民や事業者などを主体に継続的に行われている、花や緑を植え、育てる活動をいう。

(活動内容)

第3条 協議会は、花いっぱいのもちづくり活動を推進するため、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換に関すること
- (2) 会員が協働して実施するイベント、キャンペーン等に関すること
- (3) 花いっぱいのもちづくり活動に関する情報発信に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が花いっぱいのもちづくり活動を推進するために必要と認める事項に関すること

(事業年度)

第4条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる者を会員とする。

2前項に掲げる者のほか、第1条に規定する目的に賛同する者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、役員会の承認を得て、会員となることができる。

- (1) 区内の公共の花壇等で花を育てる活動を行っている法人の代表者
- (2) 区内の公共の花壇等で花を育てる活動を行っている任意団体の代表者
- (3) 会員に花壇や花苗の提供を行う等の支援を行っている個人又は法人の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める者

(会費)

第6条 会員の会費は、無料とする。

(報酬)

第7条 会員の報酬は、無報酬とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、いつでも協議会を退会することができる。

(会員の遵守事項等)

第9条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協議会の活動に当たり、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動をしないこと。
 - (2) 協議会の活動を通じて知り得た会員の秘密を他に漏らさないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に著しく支障を来す行為をしないこと。
- 2 会長は、前項の規定に違反した会員があるときは、役員会に諮り、当該会員を退会させることができる。

(協議会の会議)

第10条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、総会（3月開催）と全体会（9月開催）とする。
- 3 協議会は、会員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の規定に関わらず、会員は、協議会の会議に欠席するときは、書面により議事の評決に参加すること又は代理人を協議会の会議に出席させ、議事の評決に参加させることができる。
- 6 会長は、協議会の活動を推進する上で必要があると認めるときは、会員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 会長は、会員の互選により選任する。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長・幹事は、会員の中から会長が選任する。
 - 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ定める順位により、副会長がその職務を代理する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が任期の途中において改選された場合は、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(役員会の会議)

第13条 会長は、協議会の運営に関し必要な協議または調整を行うため、役員会を招集することができる。

2 役員会は、役員職にある者全員をもって組織する。

3 役員会は、役員過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 前項の規定に関わらず、役員は、役員会の会議に欠席するときは、書面により議事の評決に参加すること又は代理人を役員会の会議に出席させ、議事の評決に参加させることができる。

6 会長は、協議会の活動を推進する上で必要があると認めるときは、役員以外の者に役員会への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会の設置)

第14条 会長は、花いっぱいまちづくり活動を推進する上で必要があると認めるときは、協議会の部会を設けることができる。

2 部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、葛飾区環境部環境課の職員が行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

別表1

付 則

この会則は、平成26年9月5日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年3月16日から施行する。